

第3章 計画の基本目標

第3章 計画の基本目標

1. 基本理念と基本目標

ひとり親家庭が社会の一員として、その誰もが自らの力を発揮して、希望をもってしあわせな生活を送ることができる社会づくりを進めます。また、子どもへの影響（子どもの貧困対策）等も含めて、ひとり親家庭の親が仕事と家庭のバランスのとれた生活を送り、生き生きと安心して子どもを育むことのできるまちをめざします。

2. 基本目標

「ひとり親家庭の一人ひとりが安心して暮らせ、
子育ての喜びが実感できるまち」

3. 基本的な姿勢

- ◇きめ細やかな福祉サービスを提供し、また、ひとり親家庭の状況に応じた情報を積極的に提供し、ひとり親家庭の自立を支援する仕組み作りを進めます。
- ◇ひとり親家庭の子どもが安心して、自分らしくいられるよう、生活環境を整備します。
- ◇ひとり親家庭であることが不利にならない社会を実現するため社会に働きかけます。

（１）市の役割

ひとり親家庭の誰もが本市で暮らしてよかったと実感できるよう、ひとり親家庭の皆さんからの相談に応じます。また、本市で実施するひとり親家庭の皆さんを支援する施策や取り組みに関する情報を広く周知していく必要があります。そのために、どのような方法が有効かを積極的に検討し、きめ細やかな情報提供と相談対応を行うことで、自立支援を推進します。

（２）教育・養育機関の役割

教育・養育機関は子どもを持つひとり親家庭にとって最も近い存在であり、親子ともに接する機会が多くあります。その特性を活かし、市や地域と連携してひとり親家庭に密着した支援の主体としての役割を果たします。

（３）企業・事業所の役割

企業・事業所においては、特別措置法にも明記されているように、ひとり親家庭の母及び父の雇用を進めることが求められています。また、子育て支援制度の導入や職場の環境を整備することで、仕事と家庭生活の両立ができるような支援も必要とされています。

（４）市民・地域・市民活動団体の役割

社会を構成する家族形態のひとつとしてひとり親家庭を受け入れ、その親と子の人権を侵害することのないよう、ひとり親家庭の抱える課題を的確に理解し、自立促進に向けて協力するため、母子福祉推進委員、民生委員・児童委員、主任児童委員などの地域で支援の担い手となる関係者に対し、必要な情報提供等を行い、相互の連携強化に向けた取り組みの促進が必要とされています。地域において、ひとり親家庭が安心と喜びを持って暮らせるよう、温かく見守り、支援していきます。

また、ひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、ひとり親家庭の子どもたちが安心できる居場所づくりが必要です。本市では居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークを構築していきます。

4. 施策の基本的な方向

- (1) 生活の支援～くらしを応援～
- (2) 教育の支援～まなびを応援～
- (3) ひとり親家庭等に対する就労の支援
- (4) 経済的支援

(1) 生活の支援 ～くらしを応援～

- ひとり親家庭の貧困を防ぐためには、家庭全体を自立に向けて包括的に支援する必要があります。悩みごとや困りごとを抱えるひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、気軽に相談できる場を設置し、ひとり親家庭が社会とつながるきっかけづくりを進めます。
- ひとり親家庭が安心して生活できるように、子育てに関する情報提供や養育についての相談、助言を行います。
- 家庭での家事や育児、精神面、身体面の悩みについて相談を行い、生活に困難が生じている場合にはスムーズに対応できるように各関係機関で連携し、相談窓口をつなぐ仕組みを構築します。
- ひとり親家庭が社会的に孤立することがないように、地域のボランティアやNPO、事業所等と協力し、ひとり親家庭の子どもたちが安心してのびのびと過ごすことができる居場所の設置を促します。そして、子どもたちの発想や思いが大切にされるように、居場所づくりの支援のあり方を検討し、ネットワークづくりを行います。
- ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進します。
- 就職や転職を考えている児童扶養手当を受給されている方々に対して、母子・父子自立支援プログラム策定等事業を実施しておりハローワーク等と連携して支援しています。また、生活に困難等がある家庭には生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等によって生活の基盤づくりを支援し、自立を支援します。
- 新型コロナウイルス感染症による、ひとり親家庭の生活への影響は大きいと考えられます。失業や収入減少といった、ひとり親家庭の親への影響はもちろんのこと、子どもたちの心身への影響も大きいものと思います。ひとり親家庭の生活面や就業等に関するさまざまな悩みについて、身近なところにおいて相談を受け、適切な支援につなげる相談機能の充実等を図ります。

(2) 教育の支援 ～まなびを応援～

- 教育は子どもたちの好奇心を育て子どもたちの可能性を上げるとともに、社会に羽ばたく準備をするための大切な過程です。貧困の責任は子どもにはなく、経済的な事情等により子どもが就学や進学を諦めることがなく、ひとり親家庭の子どもたちに等しく教育の機会が開かれるように、教育の支援に取り組みます。
- 悩みごとや困りごとを抱えるひとり親家庭等が相談できる仕組みとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や相談窓口の周知を行います。

(3) ひとり親家庭等に対する就労の支援

- 母子家庭の母の多くが就業しているものの、収入は低い水準にとどまっています。また、父子家庭の父は子どもの養育、家事等に困難を抱え、子育てと就業の両立が困難となっている場合があります。こうした状況を踏まえ、ひとり親家庭が子育てをしながら安定した就業につき、自立した生活を送ることができるよう、職業能力向上のための訓練等の実施・促進、就業機会の創出など、ひとり親家庭を対象に就業を軸とした自立支援を行います。

(4) 経済的支援

- 経済的な安定は日々のくらしの安心感をもたらすとともに、ひとり親家庭の子どもたちの学びを支え将来について前向きな見通しを持つためにも重要です。ひとり親家庭を対象に経済的な支援を行い、子どもたちの未来が家庭の経済状況によって左右されることのないように支援します。

5. 施策の実施に向けた視点

(1) ひとり親家庭の社会的な自立と生活の安定に向けて

ひとり親家庭の誰もが自立に向けて進んでいけるよう、それぞれの家庭のニーズを十分に把握するための相談体制を整備するとともに、離別・非婚等の状態から生活のリズムが整うまでの、それぞれの段階に沿ったニーズに合わせて相談や支援サービスの提供を行い、各家庭が経済的、精神的に自立できるよう促します。

また、相談から支援へと展開する各分野での取り組みが横断的に実施されるように、関係機関との連携の強化に努めます。

(2) 子どもの成長に応じた支援の提供

ひとり親家庭の子どもたちの権利が守られ、一人ひとりの意欲や主体性が尊重されながら本市で健やかにのびのびと成長していけるように支援していく必要があります。就学前、小学校期、中学校期、中学校卒業以降と子どもたちが成長していく過程において、さまざまな体験活動や地域活動等への参加を通じて、地域の子も同士や大人とふれあい、絆を深め、自己有用感・自己肯定感や本市で暮らす喜びを感じられるように、子どもたちのライフステージに応じた長期的な切れ目のない支援を行います。

(3) 公平な社会の実現に向けて

ひとり親家庭が生活を送る中で、その親が十分な就労機会を得ることができないなど、ひとり親家庭であることを理由に不当な差別を受けることがないよう、親子ともに社会に受け入れられ、しあわせな生活を送ることができるよう、地域ぐるみの支援を促進します。

特に、父子家庭においては、これまで支援の手が届きづらかったこともあり、母子家庭、寡婦とともに十分な支援が得られるような情報提供を行います。

近年、ひとり親家庭の中には就業、子育て、子どものこと、生活面、経済的なこと等について、課題を複合的に抱えている家庭が見受けられることから、それぞれの状況に合わせたきめ細やかな支援を展開していきます。